

親と子のこころの対話研究会 便り



2016 (H28)

9月12日発行

☆「親と子のこころの対話研究会」の誕生

1995年(H7)、橋本信男医師は厚生省の「親と子の心の諸問題に関する研究班」で、聖マリア病院内で乳幼児虐待の実態を報告しました。橋本医師から、福岡県久留米児童相談所へ一本の電話がこの会のはじまりでした。「何故、児童相談所は動かないのか」との内容でした。(辻は当時児童相談所職員)

医師、看護師、心理士、弁護士が夜、ある子どもへの対応について話し合っていることを児童相談所は教えられました。児童相談所は地域への啓発事業の必要性を認識して、官民協働事業として、7月に橋本信男医師が会長で久留米児童相談所長が事務局長の「親と子のこころの対話研究会」が誕生しました。

☆会の名前の意味

「親と子」の親とは実親だけではない意味です。

子どもは社会の中で育つ、戦後の児童憲章の理念<児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。>と同じです。児童養護施設や乳児院などの社会的養護の現場の参加が続いています。2015年度から、里親普及活動も始めました。子どもの貧困対策法の理念と目的は「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」と明示されています。子どもの貧困を「家庭の問題」にせず、久留米市のセーフコミュニティづくりとして活動をしていきます。

「こころ」は漢字でないこと、身体の内臓ではないとひらがなにこだわっていた橋本初代会長でした。

身体的な虐待は目に見えるので介入しやすいが、傷が治癒しても、子どものこころの傷や回復を図ることが重要なことを意識しないといけない意味を込めて「こころ」です。特にネグレクト、心理的虐待の心身への影響を認識することの警鐘です。2015年度の虐待対応件数では「心理的虐待」が一番多く、夫婦間の暴力であるDVも子どもへの心理的虐待です。さらに、子どもへの性的暴力、性虐待の発見、相談、支援の子ども理解が必要と考えています。

「対話」とは。

虐待は、力のある者からの支配や乱用です。子どもへの人権侵害とは、安心・自信・自由を奪う暴力です。ヤメテと言えない力の差があります。

2016年改正された児童福祉法にも、子どもの人権条約の精神、最善の利益が優先されることが明記されました。おとなとして、子どもを尊重する子ども観を意識して、子どもとの対話を研究していく会があります。

☆ 啓発事業活動の変化

1990年代 ホップの時代

児童虐待防止法成立していない時代でした。児童虐待があることを社会に啓発する民間団体の先駆的な役割があったと言えます。行政と民間が協働する団体活動の誕生時期でもあります。

2000年児童虐待防止法施行 ステップの時代へ。

会長が福岡市の大山小児科へ、新たに地元の吉永小児科医を会長として、子どもの育ちを学ぶ時代へ。

児童虐待防止の啓発を子どもの発達保障に着目し、アタッチメント形成、タッチケアなど提案型啓発を強く打ち出していきました。子どものこころ、気持ち感情を大事にできる「子どもと対話」できる大人になることをより目指す活動になりました。

2014年度から「子どもの安全安心ネットワーク事業」開始

辻社会福祉士(元児童相談所職員)が会長に。久留米市は2013年12月21日WHOの「セーフコミュニティ国際認証都市」となり、安全安心なまちづくりを推進しています。

「子どもの権利条約」の子どもの最善の利益を地域とともに考えて行くことを目指して、児童虐待防止を「子どもの安全安心」に込めています。久留米市キラリ輝く市民活動活性化事業にもなりました。

里親制度の普及活動、出前活動も始めました。

☆福岡県と久留米市と民間団体の協働事業

子ども理解を深める連続講座 in kurume

久留米市、福岡県久留米児童相談所、NPOにじいろCAP、親と子のこころの対話研究会が対等に企画運営する官民協働事業の歩み(講師敬称 略)

2009年度第1回 奥山真紀子・西澤哲

2010年度第2回 杉山登志郎・西澤哲・野坂祐子

2011年度第3回 桑原教修・津崎哲郎・西澤哲

2012年度第4回 村瀬嘉代子・西澤哲

2013年度第5回 山本恒雄・奥山真紀子

2014年度第6回 杉山春・西澤哲・玉井邦夫

2015年度第7回 山本恒雄・西澤哲・藤岡淳子

*2016年度第8回 川辺亮・西澤哲・荘保共子

発行元 親と子のこころの対話研究会

(会長) 辻いちえ (携帯 080-2720-5305)

事務所 〒830-0049 久留米市大石町 99-1